

管理栄養士配置指定の手引き

手引きの内容

1. 管理栄養士配置特定施設の指定とは
2. 管理栄養士の役割
3. 管理栄養士配置指定まで
4. 特定給食施設が行う届出
5. 管理栄養士を置かなければならない施設とは
 - ・ 関係法規
 - ・ 届出様式

指定施設管理栄養士配置(変更)届

指定施設管理栄養士配置計画書

令和 8 年 4 月

文京区健康推進課

文京区管理栄養士配置特定給食施設の指定について

1. 管理栄養士配置特定給食施設の指定とは

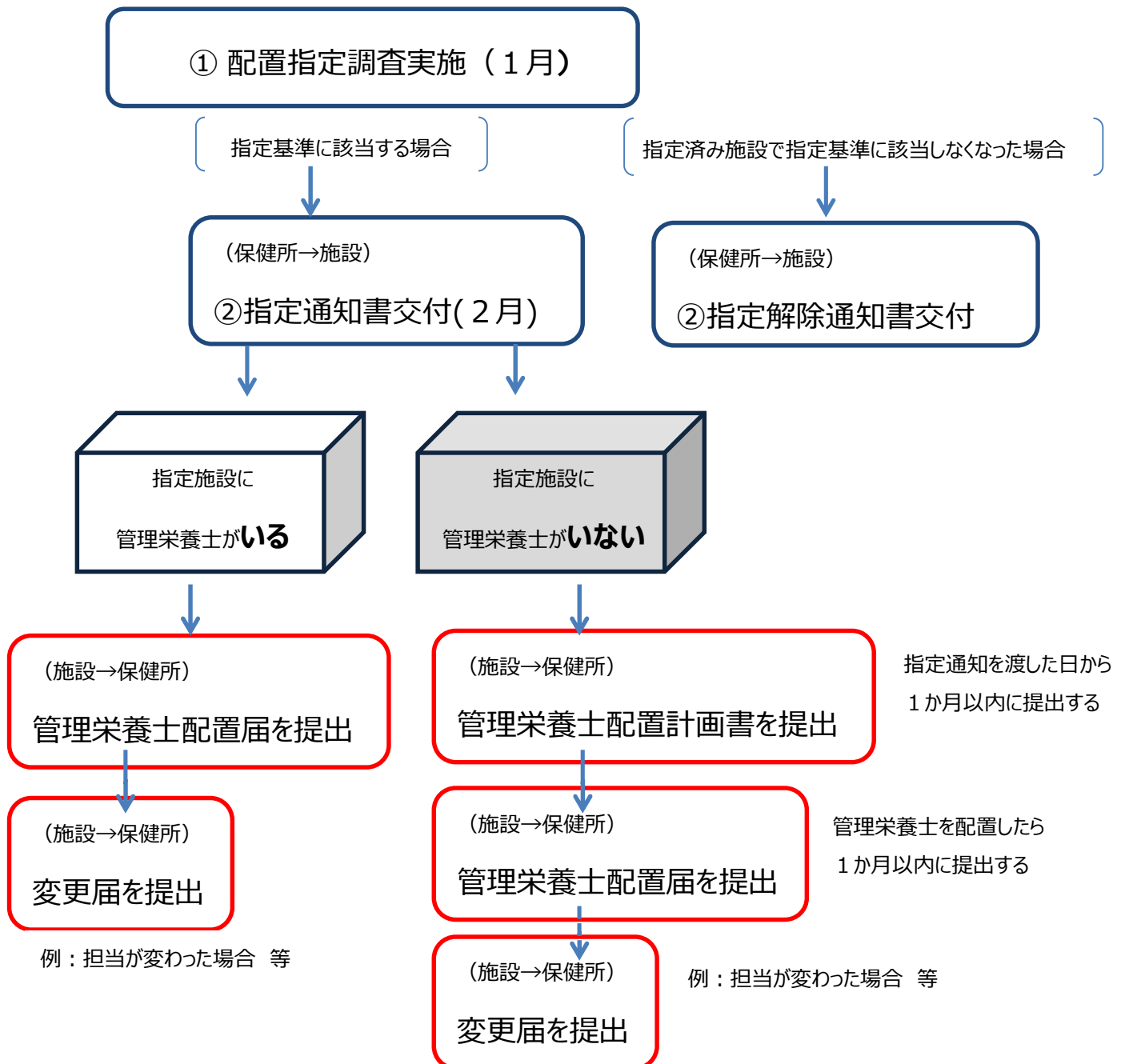
健康増進法施行規則では、管理栄養士・栄養士の専門職種を配置するよう規定しています。そのうち、都道府県知事（文京区の場合は文京区長）が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければなりません。

文京区においても、給食の適切な栄養管理が行われるよう、文京区管理栄養士配置特定給食施設の指定要綱（平成 24 年 1 月 1 日施行）に基づき、配置調査及び配置指定を行います。

2. 管理栄養士の役割

より高度で専門的な知識と技術をもって、特定給食施設の喫食者の栄養を確保し、健康の維持・増進を図り、かつ喫食者に対する栄養教育を行う等、栄養改善に占める役割は非常に重要なものです。

3. 管理栄養士配置指定まで



4. 特定給食施設が行う届出

特定給食施設の設置者は、以下の時に届出を行ってください。

(巻末の様式をコピーしてご使用いただくことも可能です。)

① 管理栄養士必置指定通知書の交付を受けた時

● 管理栄養士を配置している施設の場合

提出書類： 指定施設管理栄養士配置届（別記様式第 1 号）

* 管理栄養士のうち代表者の「管理栄養士免許証」の写しを添付のこと

● 管理栄養士が未配置の施設の場合

提出書類： 指定施設管理栄養士配置計画書（別記様式第 2 号）

② 管理栄養士の配置に変更があった時

● 管理栄養士の氏名が変わった場合や未配置施設に配置された場合等

提出書類： 指定施設管理栄養士変更届（別記様式第 1 号）

* 変更後の「管理栄養士免許証」の写しを添付のこと

5. 管理栄養士を置かなければならない施設とは

◎規則第 7 条

特定給食施設規則であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。）が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。（法 21 条第 1 項）を受け、都道府県知事（文京区の場合は文京区長）が指定する施設は次のとおりとする。

1 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上の食事を提供するもの

2 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に 1 回 500 食以上又は 1 日 1500 食以上の食事を供給するもの

◎厚生労働省健康局生活習慣病対策室長通知

管理栄養士を置かなければならない特定給食施設の指定について（健康増進法第 21 条 1 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める指定基準）による。

健康増進法(平成 14 年8月2日法律第 103 号)抜粋

第 21 条

特定給食施設であつて特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。

3 特定給食施設の設置者は、前2項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従つて、適切な栄養管理を行わなければならない。

健康増進法施行規則(平成 15 年4月 30 日 厚生労働省令第 86 号)抜粋

第7条

法第 21 条第 1 項の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

1 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であつて、継続的に 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上の食事を提供するもの

2 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であつて、継続的に 1 回 500 食以上又は 1 日 1500 食以上の食事を供給するもの

厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長通知 抜粋(平成 15 年 4 月 30 日健習発第 0430001 号)

「健康増進法等の施行について(特定給食施設関係)」

第3 管理栄養士を置かなければならない特定給食施設の指定について

1 法第21条第1項の指定の対象施設について

法第21条第1項の規定により管理栄養士を置かなければならない特定給食施設として、規則第7条に、

医学的な管理を必要とする者に食事を提供する特定給食施設であつて、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの(第7条第1号)

それ以外の、管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であつて、継続的に1回500食以上又は1日1500食以上の食事を供給するもの(第7条第2号)が規定されたが、これらの施設を指定する場合の運用の留意点は以下のとおりである。

(1) 規則第7条第1号の指定の対象施設(1号施設)について

ア 規則第7条第1号に掲げる特定給食施設(以下「1号施設」という。)とは、病院又は介護老人保健施設に設置される特定給食施設であつて1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するものをいうこと。

イ なお、1号施設は、許可病床数300床以上の病院又は入所定員300人以上の介護老人保健施設に設置されている特定給食施設(1の特定給食施設が病院及び介護老人保健施設並びにこれら以外のものを対象として食事を供給する場合(病院及び介護老人保健施設のみを対象として食事を供給する場合を含む。))には、当該特定給食施設が給食の対象とする病院許可病床数及び介護老人保健施設の入所定員の合計が300以上とする。)をいうこと。

(2) 規則第7条第2号の指定の対象施設(2号施設)について

ア 規則第7条第2号に掲げる特定給食施設(以下「2号施設」という。)とは、

生活保護法第38条に規定する救護施設及び更生施設

老人福祉法第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

児童福祉法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条に規定する知的障害児施設(病院であるものを除く。)、同法第43条に規定する盲ろうあ児施設(難聴幼児通園施設であるものを除く。)、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設(肢体不自由児療護施設に限る。)、同法第43条の5に規定する情緒障害児短期治療施設、同法第44条に規定する児童自立支援施設

心身障害者福祉協会法第17条第1項第1号の規定により心身障害者福祉協会の設置する福祉施設

身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設(通所部門を除く。)、同法第30条に規定する身体障害者療護施設、同法第31条に規定する身体障害者授産施設(通所施設及び通所部門を除く。)

事業所、寄宿舍、矯正施設、自衛隊等(以下「事業所等」という。)であって1回500食以上又は1日1500食以上の食事を供給するものをいうこと。

イ 1の特定給食施設が1号施設及び2号施設又は複数の2号施設を対象として食事を供給する場合にあつては、(1)イに該当する場合を除き、これらの施設に供給する食事数の合計が1回500食以上又は1日1500食以上である場合には、2号施設とみなされること。この場合、病院又は介護老人保健施設に対し1回に供給する食事数については、許可病床数又は入所定員数(1日に供給する食事数については、許可病床数又は入所定員数の3倍の数)とみなして取り扱うものとする。

ウ 1号施設及び2号施設以外のものをも対象として食事を供給する特定給食施設にあつては、(1)イに該当する場合を除き、1号施設及び2号施設に供給する食事数が1回500食以上又は1日1500食以上である場合には、2号施設とみなされること。この場合、病院及び介護老人保健施設に対し供給する食事数の算定の方法については、イの後段で示した取扱いに準じて取り扱うこと。

(3) その他社会福祉施設等に食事を供給する特定給食施設について

ア 1の特定給食施設が法令等により栄養士を必置とされている複数の社会福祉施設及び児童福祉施設(以下「社会福祉施設等」という。)に限り食事を供給するものにあつては、それぞれの社会福祉施設等に配置されている栄養士が各施設において栄養業務を行なっていることに鑑み、1の社会福祉施設等に供給される食事数が1回500食以上又は1日1500食以上となるものがある場合には、2号施設とみなされること。

イ 事業所等に対し食事を供給する特定給食施設にあつては、当該給食施設により事業所等に供給される食事が主として事業所等に勤務又は居住する者により喫食され、かつ、事業所等で勤務又は居住する者の概ね8割以上が当該給食施設で供給する食事を喫食するものであって1回500食以上又は1日1500食以上供給する場合、2号施設とみなされること。

【記入要領】

別記様式第1号（第4条関係）

指定施設管理栄養士配置（変更）届

年 月 日

文京区長 殿

指定番号 第

号

施設名

所在地及び

電話番号

設置者名

〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

指定番号 号は、
通知により指定された番号
をご記入ください

下記のとおり管理栄養士の配置について届け出いたします。

記

- 1 届出事由 (1) 管理栄養士必置指定通知書を受理したため（新規）
(2) 管理栄養士に変更があったため（変更）
(3) 配置計画（ 年 月 日付）に

2 配置年月日 年 月 日

3 管理栄養士 氏 名
管理栄養士免許番号 第 号
*免許証の写しを添付すること

- 4 配置方法 (1) 新規採用
(2) 現職の栄養士の資格取得による
(3) その他（ ）

2 配置年月日は、3 で記入した管理栄養士の方が配属された年月日をご記入ください。

3 管理栄養士は、複数の管理栄養士が配置されている場合は代表の方1名の氏名及び免許番号をご記入ください。

指定施設管理栄養士配置（変更）届

年 月 日

文京区長 殿

指定番号 第 号

施設名

所在地及び

電話番号

設置者名

〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

下記のとおり管理栄養士の配置について届け出いたします。

記

- 1 届出事由 (1) 管理栄養士必置指定通知書を受理したため（新規）
(2) 管理栄養士に変更があったため（変更）
(3) 配置計画（ 年 月 日付）に基づく配置が行われたため
- 2 配置年月日 年 月 日
- 3 管理栄養士 氏 名
管理栄養士免許番号 第 号
*免許証の写しを添付すること
- 4 配置方法 (1) 新規採用
(2) 現職の栄養士の資格取得による
(3) その他（)

指定施設管理栄養士配置計画書

年 月 日

文京区長 殿

指定番号 第 号

施設名

所在地及び

電話番号

設置者名

〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

指定番号 第 号をもって健康増進法第21条第1項の規定により、管理栄養士を置かなければならない特定給食施設に指定されましたが、管理栄養士未配置のため配置計画を下記のとおり提出します。

記

1 配置予定年月日 年 月 日

2 配置方法 (1) 新規採用
(2) 現職の栄養士の資格取得による
(3) その他 ()

年 月 日	摘 要	届出（代表） 管理栄養士氏名	備 考
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

*** 手引きに関する問い合わせ先 ***

〒112-8555 文京区春日 1-16-21

文京保健所健康推進課保健係 栄養指導担当

T E L 03-5803-1124（直通）

メール b-eiyou@city.bunkyo.lg.jp